

令和5年5月16日

令和5年第5回

農業委員会総会議事録

〔 総 会 〕

岩国市農業委員会

岩国市農業委員会総会議事録

1 令和5年5月16日 午前10時00分 岩国市民文化会館 第1研修室において総会を招集した。

2 本日の総会に出席した委員は次のとおり。

1 番	小林 増次	2 番	片山 剛	3 番	松宮 榮昭
4 番	隅 ふじ江	5 番	藤中 京子	6 番	小川 栄太郎
7 番	上尾 家隆	9 番	中尾 正浩	10 番	黒崎 友美
11 番	塚田 由美子	12 番	原田 孝親	13 番	林 聖文
14 番	藤村 浩司	15 番	刀祢明 薫	16 番	森川 稔己
17 番	清弘 進	18 番	梅川 仁樹		

3 本日の総会に欠席した委員

8 番 藤本 哲

4 本日の総会に出席した職員は、次のとおり。

局 長	有馬 秀樹	次 長	後 詳子
事 務 局	木村 吉秀	事 務 局	上田 直美
由宇支所	小池 泰弘	周東支所	木村 茂泰
周東支所	沖田 史典	錦 支 所	香西 和久
美和支所	田村 尚巳		

5 会長は午前10時00分、委員総数18名の内17名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

6 会長は本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。

12 番	原田 孝親	13 番	林 聖文
------	-------	------	------

7 本日の総会の議事日程は、次のとおり。

議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第21号 農用地利用集積計画について
議案第22号 岩国農業振興地域整備計画書の変更（案）に関する意見について
議案第23号 令和4年度の目標及び達成に向けた活動計画の点検、評価（案）について

議案第24号 農地利用最適化推進委員の委嘱の承認について

報告事項

- 1 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 2 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 3 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 4 農地法第5条に係る事業計画の変更について
- 5 農地埋立届
- 6 現況証明

8 議 事

議 長

それでは、ただ今より令和5年第5回農業委員会総会を開催いたします。

本日は、委員総数18名のうち、17名の出席で所定の出席委員がありますので、総会は成立いたしましたことを、報告します。

次に、本日の議事録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、12番原田 孝親委員と13番林 聖文委員を指名いたします。

よろしくお願いします。

「議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1 番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,599㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

説明いたします。

申請地は、周東総合支所から南東に約3.5kmに位置します。譲渡人と譲受人は親族であります。

譲渡人は、相続により入手し、遠距離に居住し、通作も困難であり、近くの農業法人に耕作を依頼しておりましたが、譲受人から譲り受けたいとの意向からそれに応じたものです。譲受人の家の隣接した申請地を以前、譲渡人の兄である亡くなった夫が生前耕作していたこともあって、入手し、農業に参入したいと申請されたものです。

許可後、季節野菜と柿等の果樹を植え、当面自家用として将来出荷できるように技術を磨きたいとの意向です。

4月18日、支所担当者と調査項目に従い現地調査をしましたが問題ないものと思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することを決定します。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

2番 錦地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,335㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲渡人の労力不足です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の隅委員、追加説明をお願いします。

第 4 番

議案第19号2番について追加説明をいたします。

申請地は錦総合支所から南西に約420mの場所に位置している農地です。申請地は東に隣接している譲受人の所有する [] の田と一体化しており、今までは譲渡人である叔父とともに耕作を行っていましたが、叔父も高齢化となったため譲受人に譲り渡すこととしたものです。

譲受人は、申請地の近隣に居住しており、農地全体の所有者として計画的な耕作をしたいと考え、譲り受けることとしたものです。

4月17日に調査項目に従い、現地調査を行いました。3条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することを決定します。

次に、3番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

3番 美和地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田及び畑。面積は、2,170㎡ほか7筆、合計5,902㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、経営規模の拡大です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の原田委員、追加説明をお願いします。

第 12 番

追加説明をいたします。

申請地は美和総合支所から東に約 2.7 km ぐらいです。県道岩国佐伯線沿いに位置する農地で、地目は田と畑です。

譲受人は、経営規模の拡大をしたいと希望しているところであります。譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、後継者もおらず、自分では機械もなく今後農地を適正に利用することが困難となると考え、譲受人に相談したところ話がまとまったとのことことです。

5月8日に事務局とともに調査項目に照らし合わせ、現地調査を行ったところ、いずれの項目も問題となる点はなく許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することを決定します。

次に、4番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

4番 美和地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、2,016 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、経営規模の拡大です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の原田委員、追加説明をお願いします。

第 12 番

追加説明をいたします。

申請地は美和総合支所から東に約 0.3 km、県道岩国佐伯線沿いに位置する農地で、地目は田です。

譲受人は、経営規模の拡大をしたいと希望しているところであります。譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、遠方に居住していることから適正に維持・管理することが困難となると考え、譲受人に相談したところ話がまとまったということです。譲受人は、利用権設定中ですでに耕作中です。所有権を移転するということです。

5月8日に事務局とともに調査項目に照らし合わせ、現地調査を行ったところ、いずれの項目も問題となる点はなく許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することを決定します。

次に、5番を事務局より、議案説明してください。

事務局

5番 美和地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、80 m²ほか1筆、合計173 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、経営規模の拡大です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の上尾委員、追加説明をお願いします。

第7番

申請地は、美和総合支所から東に約8.6km。県道北中山岩国線沿いに位置する農地で地目は畑です。

譲受人は、申請地周辺の農地を耕作中であり、経営状況は良好です。譲渡人は、譲受人により申請地の購入の相談があり、売却をしても自身の営農に影響はないと考え、譲受人と話がまとまったとのこと。

5月9日に事務局とともに、調査項目に照らし合わせ現地調査を行ったところ、いずれの項目も問題となる点はなく許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番を許可することを決定します。

続いて、「議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事務局

1番 玖珂地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、畑。現況、荒廃。面積は、629 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、貸駐車場の設置です。権利の種類は、所有権の移転です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の藤村委員、追加説明をお願いします。

第 14 番

それでは追加説明をいたします。

申請地は、玖珂支所奏より北へ約2kmのところに位置しております。

譲受人は、自身が代表取締役を務める法人に勤務する従業員のための駐車場として使用するという事です。

譲渡人は、昭和38年に贈与により取得したが、耕作管理ができないので、今回譲り渡すことにしたということです。

平成25年ごろから、無断転用して駐車場として利用しておりましたので、始末書が提出されております。

4月24日に事務局職員と現地調査を行い、調査項目に従い調査いたしましたが問題はなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

2番 玖珂地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,155㎡ほか1筆、合計1,205㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用駐車場の設置です。権利の種類は、所有権の移転です。

農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の小林委員、追加説明をお願いします。

第 1 番

それでは説明をいたします。

この案件は、玖珂支所奏でより東に約1.9kmのところにあります。

譲受人は現在、[] を経営されており、駐車スペースが狭くなり、スペースの増設を考えておられたところでもあります。ちょうど[] の前の1205㎡を自己用駐車場用として購入を考えられていたところです。

譲渡人は体調が悪く、管理ができなく維持も困難ということで、譲受人に有償所有権の移転を考えられていました。譲受人は、[] の駐車場として使用され普通車・軽自動車合わせ60台の計画であります。

事業計画書・資金計画書・被害防除計画書も提出があります。排水または雨水は、排水は溜枳、雨水は農業用排水路以外の河川または水路に流されます。

5月2日に事務局と現地調査に行っております。私は許可相当と思いま

議 長

す。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、3番、4番、5番の3件は関連がありますので、一括審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

異議がありませんので、3件について、一括審議といたします。

本3件につきましては、10番委員が、行政書士として申請者の代理人となっておりますので、10番委員は、一旦、議場から退出してください。

<10番委員 退出>

では、3番・4番・5番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

3番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田。現況、荒廃。面積は、771 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、ドックラン及び貸駐車場設置です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

4番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田。現況、荒廃。面積は、170 m²の内、55 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の宅地拡張です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

5番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田。現況、荒廃。面積は、251 m²の内、95 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、進入路の

設置です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の片山委員、3件の追加説明をお願いします。

第 2 番

それでは説明いたします。

申請地は、周東総合支所から南へ約3kmに位置します。

借受人と貸付人は親子関係であります。借受人の配偶者が購入した犬と県内県外の保護犬のサポートをしており、数匹飼っておられ、犬の散歩も毎日されておられます。1・2年前、散歩中、スマホいじりの車に出くわし、犬とともに道にはガードレールもないため田んぼに落ち、1匹の犬は死にドックランの必要性を感じ、今回申請されております。借受人は、コンクリート配送ポンプ車を運営する会社を自宅から約4kmのところに通っておりますが、遠方への現場へ早朝から出かけることもしばしばあり、車を前日に持ち帰り当日に備えたいということ、また安全点検もするためとの意向で貸付人の母親に話し申請に至りました。自宅の東側の農業用の倉庫に容易に進入したいため、コンクリート張りですが、すでに行っており始末書が添付され申請されております。

4月6日に支所担当者と調査いたしましたが、周辺農地への影響もなく違反箇所には始末書も添付され、許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番・4番・5番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

それでは、10番委員は、入場してください。

<10番委員 入場>

次に、6番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

6番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、畑、現況、荒廃。面積は、430㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の建築です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、

被害防除計画書も添付されております。

では、担当の藤中委員、追加説明をお願いします。

第 5 番

追加説明をいたします。

申請地は周東総合支所より、東へ約 1.7 km に位置する農地です。

譲受人である息子夫婦は、高齢の母の面倒を見る必要もあり、定年退職を機に U ターンすることにしました。その際実家の南側隣に自己用住宅を建築することを計画しました。譲渡人も一人暮らしが心細くなってきたこともあり息子夫婦からの申し出に応じることにしました。現在この土地の一部に倉庫・ブロック塀が建てられており、このことにつきましては、経緯書が提出されており、今回の新築工事の際撤去されることになっております。

4 月 27 日に事務局と調査項目に従い、現地調査を行いました。資金計画書・事業計画書・被害防除計画書いずれも確認しましたが、周辺への影響はなく 5 条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、6 番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

続いて、「議案第 21 号 農用地利用集積計画について」を上程します。
では、事務局より、議案説明してください。

事 務 局

中間管理機構分になります。配分予定者を備考欄に記載しております。今回の変更につきましては、現在配分を受けている農業者が、新たに農業法人を立ち上げたため、個人での契約については合意解約をし、新規法人との間で使用貸借権を設定する配分計画となっています。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、この農用地利用集積計画について、適当と認めることを決定します。

次に、「議案第 22 号 岩国農業振興地域整備計画書の変更（案）に関する意見について」を上程します。

これは、前回の総会で説明をいただきました内容について、岩国市長が、（農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条 2 の規定により、）農業

委員会に意見を求めているものでございます。

では、事務局より、説明してください。

農林振興課

農林振興課の鮎川です。よろしくお願いします。

先月の農業委員会総会の方ですね、こちらの岩国農業振興地域整備計画書の変更（案）について説明させていただきました。その後皆様から特段のご指摘はなかったとお伺いしております。これをもちまして、本日の総会の方にあらためまして議案をお諮りしているところでございます。

内容につきましては先月ご説明した内容と変わりありません。ご審議のほうよろしくお願いします

議 長

ただいまの説明がありましたが、ご意見等ございますか。

無いようでございますので、当委員会の意見は、「なし」としてよろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは、農業振興地域整備計画書の変更（案）について「意見なし」の旨、市長に回答します。

続いて、「議案第23号 令和4年度の目標及び達成に向けた活動計画の点検・評価（案）について」を上程します。

では、事務局より、議案説明してください。

事 務 局

それでは、『議案第23号 令和4年度の目標及び達成に向けた活動計画の点検・評価（案）について』ご説明をさせていただきます。

これは令和4年5月総会で承認いただきました令和4年度最適化活動の目標の設定等で定めた目標に対する達成状況等の点検評価となります。

それでは1ページ目、『Ⅰ農業委員会の状況』ですが、こちらは令和4年度最適化活動の目標の設定等の別紙様式1の内容を転記しておりますので、説明は省略いたします。

2ページ目になります。『Ⅱ最適化活動の実施状況』の『1最適化活動の成果目標』『（1）農地の集積』についてです。令和5年度末の集積率 70%を目指しまして令和4年度では 40.1%を目標としておりました。面積で言いますと新規集積面積 650ha、年度末の集積面積は 1,039ha という目標に対しまして、『③実績』としましては新規集積面積が 21ha でありまして、令和4年度末の集積面積が 410ha となっております。令和4年度末の集積率は 15.8%となっております、目標としておりました集積率 40.1%に対する達成状況は 39.5%となりました。農業委員会の点検結果については記載の通りですので、ご覧になってください。『（2）遊休農地の発生防止・解消』についてです。『②目標』にありますように令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積は 37.4ha でしたので令和4年度の解消目標面積は

7.48haとしておりました。それに対しまして3ページになりますが、『③実績』のところでは、令和4年度の解消実績面積が5.14ha 目標に対する達成状況は68.7%となりました。なお、黄色区分の遊休農地の解消についてですが令和3年の調査にて黄色区分の遊休農地が発生していないため、工程表は策定をしておりません。『④その他』として、令和4年度の農地の利用状況調査については、7月から9月に調査を実施し、その結果1号遊休農地の面積は51ha。そのうち緑区分の遊休面積は38ha、黄色区分の遊休農地は13haという結果になっております。農地の利用意向調査は7月から3月にかけて実施しました。農業委員会の点検評価については記載の通りとなります。

『(3)新規参入の促進』についてです。『②目標』にありますように新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積は10.1haという目標でしたが、4ページになりますが、『実績』は0ha。目標に対する達成状況が0%でした。農業委員会の点検結果は記載の通りです。

『2最適化活動の活動目標』『(1)推進委員が最適化活動を行う日数目標』は1人当たり月に6日としておりました。『(2)活動強化月間の設定』についてですが、目標の設定回数3回に対してまして、目標通りの実績となっております。

5ページになります。『(3)新規参入相談会への参加』については、令和4年10月開催の相談会への委員1名への参加がありまして目標通りの実績となっております。

以上の結果をですね、国が定める別表に照らし合わせ、中ほどにあります目標の達成状況の評語という欄に定型の評語を記入することになっておりまして、今の農地の集積、岩国市の場合は農地の集積が達成率90%未満でしたので1点、緑区分の遊休農地解消が達成率90%未満でしたのでこれも1点、新規参入の促進は達成率90%未満で1点、活動強化月間の実施については3月以上開催で1点、新規参入相談会への参加は委員1名以上の参加がありましたので1点ということで、合計5点ということになりまして、ここに記載しております、『目標に対して期待どおりの結果が得られた』という評語を記入させていただいております。その下の推進委員等の点検・評価結果についてなんです、記載の通りですね、『目標に対し期待を上回る結果が得られた』推進委員の人数は1人、『目標に対して期待どおりの結果が得られた』が2人、『目標に対して期待をやや下回る結果となった』委員は54人となっております。こちらも国が定めた別表に基づきまして各推進委員の最適化活動の成果目標及び活動目標に対する達成状況に応じた点数によってそれぞれの評語に振り分けられるようになっております。

本日お手元にお配りさせていただいておりますA3の用紙ですけども、これは各委員からそれぞれ出てきたものを集計したものになりまして、この1年間の活動及びその年度末に委員自ら自己の点検評価を実施した結果をまとめたものになります。ただちょっと退任をされた委員や体調不良の委員のところについては、ちょっと省略をさせていただいております。

国のガイドラインによりまして、このA3の内容の記載内容を踏まえまして総会において点検・評価を実施して全体としての評語及び総会において出

された意見を合わせて各委員に対しまして、5月中に通知をしなければなら
ないとなっております。そこでですが全体としての評語としてはA3の用紙
の右から2つ目の欄の通りとし、一番右端の備考欄をご覧いただきたいので
すけれども総会で出された意見としましては、『目標に対し期待を上回る結果
が得られた』1人の委員には『活動日数目標を達成しており、十分な活動を行
っている。』『目標に対して期待どおりの結果が得られた』の2名に対して
は、『活動日数目標を達成しており、引き続き最適化活動を行っていただき
たい。』『目標に対して期待をやや下回る結果となった』54名の委員の方
には、『引き続き、出来る範囲で最適化活動を行っていただきたい。』とい
う内容でその点検評価の結果の通知を行いたいと考えております。

最後になりましたが、6ページ目になります。『Ⅲ事務の実施状況』につ
いては記載の通りとなりますのでご確認いただけたらと思います。なお、総
会で議案についてご承認いただきましたら、6月末までに最適化活動の点検
評価結果及び実施状況等について山口県等へ報告し、また市のホームページ
でこの別紙様式5という様式で公表するという流れになります。

説明は以上となります。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、議案第23号は承認することを決定します。

続いて、「議案第24号 農地利用最適化推進委員の委嘱について」を上
程します。

では、事務局より、議案説明してください。

事 務 局

農地利用最適化推進委員につきましては、3月総会において第6区及び第
20区の委員の退任の承認をいただき、その後、市のホームページにおい
て推進委員の募集等を行った結果、議案に記載のとおり応募がありましたの
で、委嘱してよろしいかお伺いします。

応募されたのは、次の通りです。

第6区山根 啓治さん。農業経営の状況としましては水稻 4反、果樹 3
反、野菜 0.5反とのことです。また応募の理由は岩国市の農業振興のため
貢献したいとのことです。

第20区久角 泰也さん。農業経営の状況としましては自作地 約97a、
借入地 約17aとのことです。また応募の理由は地域の農業振興のため貢
献したいとのことです。

説明は以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、議案第24号を承認することを決定します。

以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。

報告第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1 番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、畑。現況、休耕。面積は、947 m²です。届出人は記載のとおり。転用目的は、共同住宅の建築です。農地区分は、市街化区域です。

ほか4件、合計5件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1 番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、畑。現況、休耕。面積は、230 m²です。届出人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の建築です。農地区分は、市街化区域です。

ほか4件、合計5件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1 番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも田。面積は、1,139 m²ほか1筆、合計3,039 m²です。届出人は記載のとおり。理由は、合意解約です。

ほか1件、合計2件の通知がありました。

議 長

報告第4号 農地法第5条に係る事業計画の変更について、事務局より、報告してください。

報告に先立ちまして、局長から概要を説明いたします。

事務局

少しお時間をいただきまして、説明のほうをさせていただけたらと思います。

この事業計画の変更についてですけど、農地法の4条・5条の農地転用の許可後に何らかの変更があったときに行う手続きになります。この3月までは、重要な変更があった場合、例えば事業目的の変更とか事業区域の変更、事業者の変更などがあった場合には、総会の方で議案として上程し、皆様方に審議をお願いしておりましたが、一方軽微な変更になりますけども工期の延長とか建物の配置などは局長の専決事項として、事務局の中で整理をして皆様の方にはお知らせをしていませんでした。この度会長に、ご相談をさせていただいて、軽微な変更についても委員の皆様にお知らせをするということで、見直しの方をいたしましたのでこの4月1日以降の受付分から、重要な変更があった場合は今まで通り議案として上程します。そして、軽微な変更としましては手続き的には局長の専決事項となりますので、専決でさせていただいて総会の時に報告ということでさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも田。面積は、2,214㎡ほか2筆、合計2,946㎡です。申請人は記載のとおり。変更の区分は、工期期間の延長です。

以上、1件の申請がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、専決により許可いたしました。

議長

報告第5号 農地埋立届について、事務局より、報告してください。

事務局

1番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、810㎡です。届出人は記載のとおり。理由は、耕地整理です。

以上1件の届出がありました。

議長

報告第6号 現況証明については、ご高覧ください。

以上で、農地法関係の報告事項を終わります。

そのほか、伝達事項がございませんでしょうか。

事務局

・互助会監査報告

議長

そのほか、委員の皆様よりご意見等ございませんか。

次回定例総会は、6月16日（金）午前10時00分から、岩国市民文化
会館 第1研修室の予定です。

これで本日の総会は、終了します。
お疲れ様でした。

次回総会について

令和5年6月16日 金曜日 午前10時00分から岩国市民文化会館 第1研修室。

午前10時55分、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する。

会 長 梅川 仁樹

署名委員 原田 孝親

署名委員 林 聖文